

第4章 各主体の連携とそれぞれに期待される役割

本計画で設定した各目標を達成して「しまね循環型社会」を構築していくためには、県民、事業者、NPO等、市町村などの各主体及び島根県が、それぞれの役割と責務を認識し、それぞれの自主的な取組を基本としつつ、相互に連携・協働して3Rと適正処理及び関連する取組を推進していくことが必要です。

本章は、行動指針として循環型社会構築に向けた各主体に期待される役割と取組の方向性及び県の担う役割と取組の方向性を明らかにするものです。

1. 各主体に期待される役割・取組

(1) 県民

役割

県民は取組の主役です！

- 県民は、「しまね循環型社会」を構築していく主役です。県民一人一人が循環型社会について身近な問題としてとらえ、広い視野からの知識と意識を持つとともに、循環型社会の実現に向けて日常生活の中で実践していくことが重要です。
- 県民の「もったいない」に即した生活スタイルや消費活動が、企業の姿勢やひいては社会の仕組みやあり方を変えていくことを認識して、個人の取組を家庭や地域に波及させるとともに、事業者や行政と協働し互いに補完し合いながら取組を推進していくことが重要です。

取組の例

県民に期待される取組（例示）

リデュース (発生抑制)	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切に扱い、長期にわたって使う ・不要・不急なものは買わない ・食べ残しや未利用食材廃棄などの食品ロスを減らす ・生ごみの水切りやコンポスト利用などにより、ごみを減量化する ・買い物時には、簡易包装や詰め替え商品、ばら売りの商品を選択する ・マイバッグを利用し、レジ袋や過剰包装を断る ・レンタル、リース制度を利用する <p style="text-align: right;">など</p>
リユース (再使用)	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップやフリーマーケットを活用する ・リターナブル容器を利用した商品を選択する <p style="text-align: right;">など</p>
リサイクル (再生利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源を利用した商品を優先的に購入する ・リサイクルしやすくするために、ごみは分別して出す <p style="text-align: right;">など</p>
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを出す時は分別方法や収集日等、その地域の決まりに従って正しく出す ・不法投棄や野外焼却を行わない <p style="text-align: right;">など</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネ行動を心がける ・環境美化活動など地域の環境活動に参加する ・環境家計簿“エコライフチャレンジしまね”の取組に参加する ・地元の農林水産物や農林水産加工品等を購買し、地産地消を図る ・地域の環境に関心を持つ <p style="text-align: right;">など</p>

(2) NPO等

役割 NPO等はつなぐ役です！

○NPO等は、自ら循環型社会の形成に役立つ活動や先進的な取組を行うとともに、循環型社会の形成を進める上で各主体の隙間を埋めるための連携・協働のつなぎ手としての役割を担っています。

※本計画において「NPO等」とは、NPO法人や市民活動団体、地縁団体、社団法人など公益団体を含んだすべての民間非営利活動団体を指します。

取組の方向性

○NPO等の民間団体は、3Rの推進や地域住民の生活スタイルの見直しの支援など、地域の環境保全のための活動を行います。

○また、県民・事業者などの循環型社会の形成に向けた行動の促進のための環境教育・環境学習や啓発活動、さらに地域コミュニティビジネスの推進など、自ら循環型社会の活動の担い手となることに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割が期待されます。

(3) 大学等の学術・研究機関

役割 学術的・専門的な知見を充実させ、各主体の具体的な行動を促します！

○大学等の学術・研究機関は、学術的・専門的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を、県民が理解しやすいような形で分かりやすく提供することで、各主体の具体的な行動を促すことが期待されます。

○さらに、学術的・専門的な知見を活かし、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割や、地域における環境保全活動に積極的に取り組むことが期待されます。

(4) 事業者

役割 事業者は社会のけん引者です！

① 製造業者、小売事業者等

○製造業者、小売事業者等は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ、法令遵守を徹底し、排出費業者の責任をふまえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することが求められます。

○また、拡大生産者責任をふまえ、製品が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や、情報公開など透明性を高める努力を行うことが求められます。

○また、小売事業者は消費者に近い事業者として、特に一般廃棄物削減に係る取組への貢献が求められます。

取組の例

事業者等に期待される取組（例示）	
製造業者等	<ul style="list-style-type: none">環境配慮設計の徹底使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換リサイクルの推進資源・エネルギー利用の効率化グリーン購入・グリーン契約などの取組 など
小売事業者	<ul style="list-style-type: none">リユース製品、リサイクル製品等の積極的な販売簡易包装の推進牛乳パックや食品容器、小型家電等の店頭回収マイバッグの推奨などの取組 など

② 廃棄物処理業者等

- 廃棄物処理業者等は、生活環境の保全等を確保した上で、廃棄物を貴重な資源と捉え、そこから有用資源を積極的に回収し、循環利用していくことが求められています。
- また、廃棄物処理法の優良産廃処理業者認定制度により認定を受けた処理業者が、積極的な情報発信を行い、排出事業者もそれら認定を受けた処理業者を優先的に選択していくことが期待されます。

(5) 市町村

役割 一般廃棄物処理の責任を担います！

- 市町村は、区域内の一般廃棄物について廃棄物処理法に基づく責任を担うことから、一般廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化を推進し、適正処理に必要な措置を講じる責務があります。
- その際、市町村は、住民と直接相対する地方行政の現場で説明責任を果たしつつ、社会的合意を得て、その地域にふさわしい廃棄物に係る行政サービスを推進していく必要があります。
- 市町村は、循環型社会形成のための様々な取組がなされるよう、県と連携を図りながら住民や事業者に対してその模範となるように率先して行動を展開し、住民や事業者をけん引していく必要があります。

取組の方向性

① 循環型社会形成をふまえた一般廃棄物処理計画の策定

本計画をふまえ、廃棄物の処理だけでなく、廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用の視点での一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画の検討が必要です。

- 3Rの推進に係る施策
 - 廃棄物の減量化、リサイクル、埋立処分量の削減に係る目標値の設定
 - リサイクル施設や回収ステーション等のリサイクルシステムの確立
 - 非常災害時の一般廃棄物の適正な処理の確保
- など

また、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画の策定が必要です。

② 3Rの推進

廃棄物行政の現場で一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進を図り、あわせて一般廃棄物の適正処理の推進が求められます。

③ 広域処理の取組の推進

リサイクルの推進や適正処理の確保において、単独の市町村のみでの対処が困難な場合には、他の市町村との連携など広域処理の取組の推進が求められます。

④ バイオマスの利活用の取組

家庭から出る生ごみ等の有効利用を図るための、取組の検討が必要です。

⑤ 子どもへの環境教育の推進

省資源、省エネ、3Rをテーマにするなどして、身近な生活環境から地球環境に至るまで、子どもたちが環境問題に対する正しい知識を身に付け、実践できるように環境教育の推進が求められます。

⑥ 住民への普及・啓発

廃棄物や循環型社会についての住民への普及・啓発を図り、関連する情報を提供して、省資源、省エネ、3Rについての住民の自主的な取組を支援するとともに、環境学習の推進が求められます。

⑦ 地域資源の有効活用

地域活性化の好循環を側面から支え、地域資源を有効に活用し、地域の特性に適した循環型社会が実現するような取組や仕組みづくりが期待されます。

⑧ 自らの事務・事業での取組

各市町村は、率先して自らの事務・事業の執行にともなう環境への負荷を低減する取組を行うことが重要です。

- 環境マネジメントシステムの導入・運用
- 地球温暖化対策実行計画の策定・実施
- グリーン調達方針の作成及び調達の推進
- 環境配慮型行政の実践
- 公共事業等でのリサイクル製品の活用 など

2. 島根県の役割・取組

役割 各主体の誘導的役割を担います！

- 県は、循環型社会形成のための誘導的役割を担います。本計画により「しまね循環型社会」の基本目標を明示し、その目標達成のため、市町村と協力して取り組むとともに、各主体の取組を支援し、自らも県民や事業者などに対してその模範となるように率先して目標達成のための施策を講じます。
- また、進捗状況や目標達成状況を確認し、その検証を行うとともに、必要に応じて取組の再構築を行うなど、本計画の進行管理を行います。

取組の方向性

① 「しまね循環型社会」の構築の推進

県民及び事業者などの主体的取組を支援するとともに、県民・NPO等・大学等の学術研究機関・事業者・市町村とのパートナーシップの構築を図り、「しまね循環型社会」の構築を推進していきます。

② 3Rの推進

市町村と連携・協力しながら一般廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の促進を図り、あわせて適正処理の推進を図ります。

産業廃棄物についても発生抑制と再使用・再生利用の促進を図り、あわせて適正処理の推進を図ります。

③ 適正処理の確保

産業廃棄物の適正処理の確保を廃棄物処理法の監視指導や施設の整備を通じて図るとともに、不法投棄の防止を徹底します。

また、市町村と連携・協力しながら一般廃棄物の適正処理の推進や不法投棄の防止を図ります。

④ 広域処理等の支援

必要とされる市町村が行う広域処理の取組や施設等の整備が推進されるよう、計画策定に対する助言や市町村間の調整などの支援をします。

⑤ 非常災害時における災害廃棄物処理の仕組みづくりの検討

非常災害時においても廃棄物の適正な処理の確保等のために必要な事項について検討するとともに、環境省をはじめとする地域ブロック協議会構成員等との連携も念頭に仕組みづくりを検討します。

⑥ 子どもへの環境教育の推進

省資源、省エネ、3Rなどをテーマとして、身近な生活環境から地球環境に至るまで、子ども

もたちが環境問題に対する正しい知識を身に付け、実践できるように環境教育の推進を図ります。

⑦ 県民等への普及啓発

(公財)しまね自然と環境財団等の活動や、様々なイベントの開催等の取組により、廃棄物や循環型社会に関する県民、事業者等への普及・啓発を図り、関連する情報を提供して、省資源、省エネ、3Rについての住民の自主的な取組を支援し、あわせてこれらに係る環境学習の推進を図ります。

⑧ 低炭素社会推進と省資源・省エネ行動の取組による循環資源の有効活用の実践

県民等の普及啓発や子どもへの環境教育等を通じて、省資源・省エネ行動の取組を広げることにより、循環資源の有効活用による循環型社会の推進と低炭素社会の推進を図ります。

⑨ 地域資源の有効活用

地域活性化の好循環を側面から支え、地域資源を有効に活用した循環型社会が実現するような取組や仕組みづくりを市町村や他の各主体との連携により進めます。

⑩ バイオマスの利活用の推進

地域に存在する廃棄物系バイオマスを効果的、かつ効率的に活用するための仕組みを構築する取組を、市町村及び事業者と連携を図り推進します。

⑪ 自らの事務・事業での取組

県は、率先して自らの事務・事業の執行に伴う環境への負荷を低減する取組を行います。

- 環境マネジメントシステムの導入・運用
- 地球温暖化対策実行計画（環境にやさしい率先実行計画）の策定・実施
- グリーン調達方針の策定及び調達の推進
- 環境配慮型行政の実践
- 公共事業等でのリサイクル製品の活用 など